

シンジケートローン契約に基づく貸付債権の譲渡について

2003年10月20日
長島・大野・常松法律事務所
弁護士 吉田正之
弁護士 北村 豊

1 はじめに

本稿は、日本ローン債権市場協会（以下、「JSLA」という。）が現在公表している標準契約のひとつである「タームローン契約書（JSLA 平成 15 年度版）」（以下、「本件シンジケートローン契約」という。）第 26 条に基づく貸付債権の譲渡を支える基本的法律構成について、その考え方を整理することを目的としている¹。

本件シンジケートローン契約は多数当事者間契約であるため、貸付人の借入人に対する貸付債権のほかに、それぞれの当事者との間において種々の権利義務関係が存在する。たとえば、借入人は、貸付人及びエージェントに対し、情報提供義務その他多数の義務を負う。一方、貸付人は、エージェントに対し、弁済金の分配請求権や解任権等を有し、一定の事項につき通知義務等を負う。更に、エージェントは、一定の場合に辞任権を有するほか、その業務に関し善管注意義務を負う。また、貸付人間においても、弁済金分配の調整に関し種々の権利義務関係が存在する。

このため、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権を譲渡する場合は、単に貸付債権のみが債権譲渡されるだけでは不十分であり、譲受人に対しこの貸付債権に関連する一切の権利義務関係を取得させる必要がある。貸付債権の譲渡について定めている本件シンジケートローン契約第 26 条も、かかる一切の権利義務関係の取得がなされることを意図していると考えられる²。もっとも、このように意図された通りに権利義務関係の取得がなされることを説明する法律構成としてはさまざまなものがありうる。そこで、ここでは、当面、どのような法律構成により説明するのが妥当であるかを検討することとする。

¹ 当職らは、本件シンジケートローン契約の様式作成に直接関与しておらず、本稿では、その条項の具体的表現及び構成について個別に意見をのべるものではない。

² JSLA は、本件シンジケートローン契約を公表するに際して添付している「タームローン契約書使用上の留意事項」において、次のように述べている。

「なお、貸付債権の譲渡に随伴して移転する権利について、一般的には、期限の利益喪失条項の様に弁済期という貸付債権の本質に影響を与える重要な要素については譲渡される貸付債権に随伴して移転すると考えられます。（これに対し、多数貸付人の意思結集への参加権や報告を受ける権利等については、貸付債権の本質に関わる要素と言えるか、議論の余地があり得ます。） 但し、本契約書の「貸付債権の譲渡」（第 26 条）の規定では、貸付債権の譲受人は契約の各条項に拘束されることを譲渡の要件としており、また、貸付に係る権利全般を譲り受ける趣旨を明確化するため「貸付債権に関連する一切の権利」が譲受人に移転し、かつ、譲受人は本契約上の譲渡人の義務のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の義務を負う旨及び借入人はこれを予め承諾する旨をそれぞれ明記致しました。これにより、本条項の規定に従った貸付債権の譲渡に伴いどのような効果が生じるか（多数貸付人の意思結集への参加権や報告を受ける権利等の譲受人への移転を含む。）を明確にしています。」

2 債権譲渡及び債務引受の組み合わせという法律構成

まず、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の譲渡及びこれに関連する一切の権利義務関係の取得を、債権譲渡及び債務引受の組み合わせと法律構成することが考えられる。具体的には、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の譲渡のほかに、譲渡人が譲受人に対し、借入人、他の貸付人及びエージェントに対して有するこの貸付債権に関連する一切の権利を譲渡し、譲受人が譲渡人から、借入人、他の貸付人及びエージェントに対して負っているこの貸付債権に関連する一切の義務を引き受けるといふ法律構成が考えられる。しかしながら、この法律構成には、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の一部のみを譲渡する場合の法律関係の説明が必ずしも容易ではないという難点がある。

たとえば、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の一部のみを譲渡する場合、譲渡人のほか譲受人も、借入人に対し、情報提供をさせる権利を取得するべきであろう。また、この場合、譲渡人のみならず譲受人も、エージェントに対し、一定の事項について通知する義務を負うべきであろう。しかしながら、このような権利義務は、貸付債権のように金額により可分の権利ではないため、仮にこれらの権利義務が譲受人に移転すると、譲渡人のもとには何も残らないことになると考える者がいても不思議ではない。一方、これも可分であって、いくら分割しても減るものではないと考える者もいるかもしれない。しかし、そのような考え方は、日常的に行われる本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の譲渡を支えるに足りるほど十分に確立した考え方とはいえないように思われる。

さらに、譲受人が本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の一部について権利者になった場合、譲渡人と譲受人との間で、譲渡人が他の貸付人との間で有している権利義務と同様の権利義務関係が形成されるべきであろう。しかしながら、譲渡人と譲受人との間で形成されるべきこのような権利義務関係は、譲渡前には存在しなかったものであるから、権利義務の移転により説明するのは難しい。

以上から、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の一部のみを譲渡する場合のすべての法律関係について、債権譲渡及び債務引受の組み合わせにより、譲受人は譲渡人の権利義務関係を承継取得したと説明するのは無理がある可能性があり、特に一部の権利義務関係については、譲受人が承継以外の方法で取得すると説明するほうがより確実と思われる。

3 契約当事者の地位の譲渡という法律構成

別の法律構成としては、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の譲渡を、契約当事者の地位の譲渡と法律構成することも考えられる³。具体的には、譲渡人が譲受人に対し、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の権利者としての地位を含む、貸付人としての地位を譲渡するという法律構成が考えられる。しかしながら、この法律構成にも次のような難点がある。

第1に、契約当事者の地位の譲渡という法律構成も、前述の債権譲渡及び債務引受の組み合わせという法律構成と同様に、権利義務関係の承継的な取得を説明することは

³ 本件シンジケートローン契約第25条には、「地位の譲渡」という規定があるが、本稿では、この部分には触れない。

きるが、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の一部のみを譲渡する場合の承継以外の方法で形成されるべき法律関係について説明するのは困難である可能性がある。

第2に、契約当事者の地位の譲渡という法律構成は、民法の条文に明記された制度ではなく、解釈上導き出される考え方である。不動産賃貸借等の特別の財産の譲渡に伴うものとして相当に議論の発展があり、極めて魅力的な議論も多いが、多数当事者間の継続的契約関係の一部の譲渡に関しては、必ずしも議論が尽くされているとはいえない。そして、現在のところ、その内容は必ずしも十分には確立されておらず、論者によってその要件・効果として主張されるところが異なるという状況にある。

たとえば、伝統的には、契約当事者の地位の譲渡は、契約当事者の一方と譲受人の契約によって、他方の当事者の承諾を条件として効力を生じさせることができると考えられてきた⁴。もっとも、引き受けられた契約上の地位に含まれる債務が譲渡人によってすでに履行されている場合には、他方当事者の承諾は無用とされることもある⁵。他方で、最近では、契約当事者の地位の譲渡は、三面契約でされなければならないとする見解もある⁶。

このため、現在のところ、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の譲渡を説明するうえで、契約当事者の地位の譲渡という法律構成は十分に成熟した考え方とまではいえないのではないかという懸念を払拭することができない。したがって、契約当事者の地位の譲渡という考え方に拠らなくても説明できる法律構成をも考えておくことが望ましいと思われる。

4 全当事者の合意による契約の変更という法律構成

本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権等の一定の債権については譲渡を行い、その譲渡の都度、関係当事者の全員の合意により本件シンジケートローン契約を変更するという法律構成も考えられる。すなわち、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権自体は、譲渡人から譲受人に対し債権譲渡により移転すると構成し、同時に、全当事者が、その譲渡以降譲受人が本件シンジケートローン契約上の貸付人としての地位を有することについて合意することにより、本件シンジケートローン契約が変更されると構成することが考えられる。

この法律構成によると、譲受人は、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権自体は譲渡人から承継的に取得することになるが、同時に、本件シンジケートローン契約上の貸付人の地位を新たに合意によって取得することになり、借入人、他の貸付人及びエージェントとの間の権利義務関係を創設的に取得することを説明できると思われる。

この法律構成をとる場合には、全当事者が現実にその旨の合意したことを示す手続を

⁴ 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964年3月）581頁。最判昭和30年9月29日民集9巻10号1472頁（ただし傍論）。

⁵ 東京地判昭和36年7月14日判時271号19頁。また、他方当事者の同意を不要とする見解として、西村信雄編『注釈民法(11)債権(2)』（有斐閣、1965年11月）478頁〔椿寿夫〕。

⁶ 池田真朗「契約当事者論」『債権法改正の課題と方向』別冊NBL51号（1998年10月）176頁参照。なお、日本における議論の沿革と検討及びフランスの理論との対比については、野沢正充『契約譲渡の研究』（弘文堂、2002年11月）に詳しい。

組むことが望ましい。この点、本件シンジケートローン契約がこの方式を前提としているとは考えにくい。なお、貸付債権の譲渡のたびごとに、全当事者が実際に合意する手続を行うことを要求するのは煩雑であるから、この法律構成をとるのであれば、契約において、借入人及び全貸付人がエージェントに対しこの合意についての権限を授權することを定める方法も考えられるが、仮に、借入人又は全貸付人のいずれかが破産した場合は、この授權の効力は失われてしまうという問題が生じる（民法第 653 条）。この点は、流通性の高いシンジケートローンの借入人として、信用がそれほど高くない者も予定する場合は、重大な問題になりうると考えられる。

5 第三者のためにする契約という法律構成

以上の問題点を解決しうる法律構成として、第三者のためにする契約（民法第 537 条）という法律構成が考えられる。すなわち、本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権自体は、譲渡人から譲受人に対し債権譲渡により移転すると構成し、同時に、借入人、全貸付人及びエージェントが、当初の本件シンジケートローン契約において、将来譲受人になる者全員のために、その者が当該本件シンジケートローン契約に定める義務と同様の義務を負担することを条件として、その者が現実の譲受人となったときは、その者に対し、本件シンジケートローン契約上の義務を負担すると構成することが考えられる⁷。

この法律構成によれば、譲受人が受益の意思表示をすることにより権利義務関係を創設的に取得することを説明することができる。また、全当事者の合意による変更契約という法律構成とは異なり、本件シンジケートローン契約の全当事者は、当初の本件シンジケートローン契約締結の段階で一定の場合に第三者に対し当該本件シンジケートローン契約上の権利を付与することを約束していると評価することが十分可能であり、エージェントに対しその後の変更契約に関する承諾権を授權する必要がないので、仮に借入人等が破産した場合でも、エージェントに対する授權の効力が失われるという問題は生じない。したがって、第三者のためにする契約という法律構成は、やや技巧的ではあるが、流通性の高い本件シンジケートローン契約に基づく貸付債権の譲渡を説明する方法としては、当面、無難な法律構成と考えられる。

本件シンジケートローン契約は、第三者のためにする契約という法律構成をとることを必ずしも強調しているわけではない。しかしながら、上記のような本件シンジケートローン契約の特色・意図に鑑みると、本件シンジケートローン契約の契約当事者は第三者のためにする契約を締結するものであり、このような契約内容を了解した上で譲受人が貸付債権の譲渡契約を締結する場合は、当該譲受人はその時点で受益の意思表示をするものであると当事者の意思を解釈することは十分可能と考えられる。

以上

⁷ なお、第三者のためにする契約は、次のような特色を有すると解されている（谷口知平編『新版注釈民法(13)債権(4)』（有斐閣、1996年8月）632頁〔中馬義直〕）。第三者に取得させる権利ないし利益について種類上の限定は存しない。第三者に権利を取得させるだけでなく、付随的な負担を課することも妨げない。第三者は必ずしも契約締結の当時に現存することを要しない（最判昭和37年6月26日民集16巻7号1397頁）。また、契約締結の時には特定していなくても、特定しうるものであればよい（大判大正7年11月5日民録24輯2131頁）。